

公示送達（令和８年度岡医第５１４号）

別紙記載の者に発送した書類について、その住所及び居所が不明のため送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、公示送達をする。

なお、該当書類は医療助成課に保管し、２年以内に申出があったときは送達を受けるべき者に交付する。

令和　８　年　１０　月　９　日

岡山市長　　大　森　　雅　夫

公示送達対象者

[illegible]